

## 通関営業所の新設について

標記のことについて、通関業法第9条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

### 記

通関業者名 セイノー通関株式会社

J C N 6010001080324

所在地 東京都中央区日本橋中州12-9

代表者 代表取締役社長 信田 淳

営業所名 成田旅具営業所

所在地 千葉県成田市古込字古込1番地1

条件 なし

許可年月日 平成30年1月1日

平成30年1月4日

東京税関長 藤城 真